

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福井労働局

最終更新日：令和5年1月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
吉岡建設（株）	福井県大飯郡高浜町	R4.2.2	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	土木工事現場において休業4日以上の労働災害が発生したにもかかわらず、労働者死傷病報告を敦賀労働基準監督署に提出しなかったもの	R4.2.2送検
鯖江産業サービス（株）	福井県鯖江市	R4.2.3	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	つり上げ荷重2.02トンの天井クレーンの運転の業務に労働者を就かせる際に、特別の教育を行っていなかったもの	R4.2.3送検 R4.4.16有罪確定
誠建設（株）	福井県福井市	R4.4.4	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	土木工事現場において休業4日以上の労働災害が発生したにもかかわらず、労働者死傷病報告を福井労働基準監督署に提出しなかったもの	R4.4.4送検 R4.6.30有罪確定
（有）辻本工業	福井県敦賀市	R4.8.3	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	取引先事業場において作業中、休業4日以上の労働災害が発生したにもかかわらず、労働者死傷病報告を敦賀労働基準監督署に提出しなかったもの	R4.8.3送検 R5.1.26有罪確定
（株）辻広組	福井県福井市	R4.9.15	労働基準法第32条	労働者1名に、36協定で定める延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R4.9.15送検
ウチダ建材（株）	福井県福井市	R4.10.13	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	約2か月の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したもの	R4.10.13送検 R5.1.26有罪確定
田中建築板金	福井県坂井市	R4.11.21	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約10メートル弱の建設中の建物の屋根上で要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたこと。	R4.11.21送検
タカシン家具工業（株）	福井県坂井市	R5.1.13	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	フォークリフトを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R5.1.13送検
（株）伸永	福井県鯖江市	R5.1.19	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第606条	冷房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じることなく暑熱な屋内作業場において労働者に作業を行わせたこと。	R5.1.13送検